

情報セキュリティサービス基準審査登録規則

第1章 総則

第1条 本規則は、特定非営利活動法人日本セキュリティ監査協会（以下、「本会」という）が定める情報セキュリティサービス基準審査登録委員会規程（以下、「規程」という）に基づき、情報セキュリティサービス基準審査登録（以下、「基準審査登録」という）の申請者及び登録者が行うべき事項及びその申請に係る基準審査登録に関する事項を定める。

二 本会が申請者及び登録者に負う責務である基準審査登録業務は、以下の内容とする。

1. 申請者及び登録者が申請した情報セキュリティサービスが、経済産業省が定める情報セキュリティサービス基準（以下、「サービス基準」という）を含む、審査登録要求事項を満たしていることの審査及び結果の通知
2. 審査登録要求事項を満たしているサービスのサービス台帳への登録とその公開、及び政府機関への提供
3. サービス台帳の維持・管理
4. サービス台帳の品質保持
5. サービス台帳に登録されたサービスであることを登録者が利用者に示すためのサービスマークの使用許諾

三 規程に定められた用語は本規則にも適用する。

第2章 申請者及び登録者とその責務

第2条 申請者及び登録者はサービス基準の対象となるサービスを自組織又は他の事業者（以下、「委託先」という）を利用して、自らの名前で提供している者とする。

二 申請者及び登録者は、申請したサービスがサービス基準の定義するものであることを実証できる必要がある。

三 委託先を利用してサービスを自らの名前で提供する場合は、申請者及び登録者はサービスに関するすべての責任を負う。

第3条 申請者及び登録者は、わが国における法令、及び規程並びに本規則が定める事項を順守し、情報セキュリティサービス基準審査登録委員会（以下、「本委員会」という）に提供する情報が事実と相違があってはならない。

二 わが国の法令に基づき、指定を受け又は活動を制限された団体及びその構成員である者又はわが国の安全保障を脅かす懸念のある者は、申請者及び登録者となることができない。

三 規程第33条により登録を抹消された者又は事実と相違する申請を行った者或いは事実と相違する申請を試みた者は申請者及び登録者となることができない。

第4条 申請者及び登録者は、申請した事項に関する本委員会及び経済産業省の照会について、速やかに対応しなければならない。また、登録者は本委員会又は本委員会が認めたサーベ

ランスについて、速やかに対応しなければならない。

- 二 申請者及び登録者が照会又はサーベイルランスを受けたときは、合理的な理由なしに、基準審査登録に係る情報の提供を拒否してはならない。

第5条 申請者又は登録者は、本規則別表2に定める審査料をサービス毎に、審査申請の募集期間終了日が属する月の翌月末までに支払うものとする。また、適合とされたサービスの各々について、本規則別表3に定める登録料をサービス台帳登録日が属する月の翌月末までに支払うものとする。

- 二 一度支払われた審査料又は登録料は原則として返金しない。

第6条 申請者及び登録者は、審査結果文書として本委員会が授与した第25条に定める様式B-9審査結果通知書について、下記に示す管理をしなければならない。

1. 登録有効期限まで、原本を保持すること
2. 複写を第三者に提供する場合には、原本と相違ないものとする
3. 複写を第三者に提供する場合には、提供先の名称、連絡先、提供日を記録し、常に連絡が取れるようにすること
4. サービス台帳の記載内容が変更された場合には、全ての提供先に変更内容を通知すること
5. サービス台帳の記載が停止された場合には複写を回収し、また、サービス台帳の記載が削除された場合には複写を回収し廃棄すること
6. 審査登録範囲を逸脱し又は本委員会の評判を損なう恐れがある複写の使用をしないこと

- 二 申請者及び登録者は、審査結果文書の発行又はサービスマークの使用許諾又はサービス台帳への登録が、サービス品質の認証である等の誤った解釈を与える言動をしてはならない。

- 三 登録者は、サービス台帳に登録されたサービスに関する審査登録時に提出した申請書（様式A-4）の内容について、利用者又は利用を行おうとする者に対して開示しなければならない。登録後にサービス内容を変更した場合には、最新の情報を開示しなければならない。

第7条 申請者がサービス台帳への登録を申請する場合は、下記に定める審査登録要求事項を満たさなければならない。サービス台帳への登録がなされ、登録者となった場合には、継続的に審査登録要求事項を満たさなければならない。

1. サービス基準への適合
2. 第5条に定める審査料及び登録料の支払い
3. 法令及び規程及び本規則及びサービスマーク使用規定の順守

- 二 委託先を利用してサービスを提供する事業者は、委託先を含めて審査登録要求事項を満たすことができる。

第3章 事業者登録に関する申請

第8条 サービスの審査登録を申請しようとする者は、様式 A-1 事業者登録申請書に日本語で記入の上、記名・押印し、下記の文書を添えて、差し出した記録が確認できる郵送手段により事業者としての登録申請を行う。

1. 自身の存在を公的に証明する下記のいずれかの文書

- ア 法人の場合にあつては、登記事項証明書（全部事項証明書）。ただし、法人番号を申請書に記載した場合には、添付を省略できる。
- イ 個人の場合にあつては、個人事業の開廃業届出書の写し（税務署長の受付印のあるもの）の複写
- ウ 外国人であつて外国に本店を有する者の場合には、上記ア又はイに相当する文書

2. 様式 A-2 誓約書

第9条 本委員会は第8条の申し込みが行われ、その内容が本規則に定める事項に準拠していると認めた場合には、それを受理し、事業者管理簿に記載の上、速やかに申請した事業者はその旨、及び、登録番号、並びに必要なに応じてパスワード等（「事業者認証情報」という）を通知する。

二 申請者及び登録者は、事業者認証情報を、第三者に漏えいしないよう管理する。

三 以下の場合には、事業者の記載を事業者管理簿から削除する。

- 1. 事業者から事業者管理簿の記載削除の申し出があったとき
- 2. 事業者の实在が確認できなくなったとき
- 3. 事業者への問い合わせに対して、1か月以上応答がなかったとき
- 4. 3カ年以上継続してサービスの審査登録の申請が行われなかったとき
- 5. 第10条に定める変更の申請が行われなかったとき
- 6. 事業者が事実と異なる内容の申請又は情報提供を本委員会に行ったとき
- 7. 事業者が規程第33条の適用を受けて、サービス台帳から抹消されたとき

第10条 事業者が様式 A-1 事業者登録申請書の内容に変更がある場合には、様式 A-3 事業者登録内容変更届に変更の内容を記入の上、記名・押印し、変更部分に関する第8条の1号の文書がある場合には、それを添えて、差し出した記録が確認できる郵送手段により届出る。

第4章 サービス審査登録に関する申請

第11条 サービスの審査登録に関する初回の申請は、サービス基準への適合を示す情報を様式 A-4 サービス審査登録申請書の1~6のうち該当するサービスのものに記入の上、記名・押印し、その情報を裏付けるために同様式 A-4 の1~6に記載する資料のうち該当するサービスのものを添えて、別表1に示す手段（以下、「指定の手段」という）で本委員会に提出する。

二 第22条の一に基づく修正要求を受けた申請者が基準審査登録継続の申請を行う場

合には、該当する修正を行った上で、本委員会が当該要求を行った日から1か月以内に、様式 A-5 登録修正審査申請書及び様式 A-4 の 1~6 のうち該当するサービスのものに記入の上、記名・押印し、修正を行った部分についての資料を添えて、指定の手段で本委員会に提出する。

三 第 14 条の一に規定する有効期間を更新するときの申請は、登録者が有効期限の 2 か月前までに、様式 A-6 登録更新審査申請書及び様式 A-4 サービス審査登録申請書の 1~6 のうち該当するサービスのものに記入の上、記名・押印し、その情報を裏付けるために様式 A-4 の 1~6 に記載する資料を添えて、指定の手段で本委員会に提出するものとする。なお、前回に登録した内容に変更がないとして申請した項目については、登録者は資料の添付を省略できる。

第 12 条 本委員会は、適切な申請者の押印がなされている又は事業者認証情報が適正であるとき第 11 条の申請を受領し、その旨を規程第 43 条に基づき別表 2 に定めた審査料の請求と共に申請者に、様式 B-1 申請受領通知書兼契約締結確認書により通知する。

二 申請者が第 11 条に定める文書の提出後、一週間を経ても本条の一に記載する通知を受け取らなかった場合にあつて、提出後 1 か月以内に提出したとする文書の送達について当協会に照会しなかった場合には、申請が行われなかったとみなす。

三 本条の一に定める通知をもって、申請者との契約が成立したとする。

第 13 条 以下のいずれかに該当する場合は、第 24 条 4 号の判定にかかわらず不適合とし、その旨およびサービス台帳に登録できないことを、様式 B-3 審査終了通知書により申請者に通知すると共に、申請文書を廃棄する。

1. 第 18 条に定める申請文書のレビューの終了を通知したとき
2. 審査料請求月の翌月末までにその支払いの確認ができなかったとき
3. サービス台帳の記載内容が事実と異なるとき
4. 他の者の名前を偽って使用したとき
5. 第 37 条の三に定める掲載停止解除がなされていないとき

第 5 章 サービス台帳登録の有効期間と変更の申請・届出

第 14 条 サービス台帳登録の有効期間は、起算日より 2 か年とする。

二 登録の有効期間の起算日は、第 25 条に規定する審査登録結果の通知の日とする。

第 15 条 登録者が第 11 条の三に規定する更新申請を行い、第 24 条の 4 号で適合と判定された場合には、有効期間を 2 か年更新する。

二 登録者は申請後サービス台帳登録の有効期間までの間に、サービス基準の定義に係るサービスの内容変更を含む申請文書の内容に変更があつた場合には、速やかに変更内容を様式 A-7 サービス登録変更内容届兼審査申請書に記載し、変更部分に係る申請文書を添えて本委員会に変更審査登録の申請を行わなければならない。

三 登録者は申請後サービス台帳登録の有効期間までの間に、委託先との取引関係の終

了など、サービス基準の要件を満たすことができなくなる事由が生じ、審査登録要件への不適合が生じた場合には、速やかに様式 A-8 サービス登録取下げ届を提出しなければならない。

第6章 申請文書のレビュー

第16条 本委員会は、申請者が第11条に従って申請する文書（以下、「申請文書」という）を以下の目的でレビューをする。

1. 申請者及び申請文書の情報が、審査を実施する上で十分であること
2. 第11条の二に規定する基準審査登録継続の場合には、修正部分が本委員会の必要とする範囲に一致していること
3. 審査を行う年度の4月1日時点で有効である情報セキュリティサービスにおける技術及び品質の確保に資する取組の例示であること

二 第15条の二に基づく変更審査の申請の場合は、申請内容がサービス基準の適合性に係る重大な変更か、記載された名称の変更などの軽微な変更かのいずれかに該当するかをあわせて確認し、軽微な変更と認められる場合には第20条以降の評価を省略することができる。

第17条 申請文書のレビューの結果、内容に不明点がある場合には、様式 B-6 申請内容照会兼追加資料提供依頼書により申請者に問い合わせ又は追加の資料提出要請を行う。また、必要に応じ資料の修正を求める。

第18条 申請者が、第17条の問い合わせ或いは追加の資料提出要請の日から1か月を経過しても十分な回答又は資料が得られなかったとき又は資料の修正がなされなかったとき又は3回を超える修正要求が必要となったときは、申請文書のレビューを終了し、第13条の1号によりその旨及びその理由を申請者に通知する。

第19条 申請文書のレビューの結果、申請内容に不明がないとき、申請を受理する。

第7章 評価

第20条 評価の基準は、サービス基準とする。ただし、第7条の2号及び3号が満たされている必要がある。

二 評価においては、以下を判断の指針とする。

1. 対象となる情報セキュリティサービスがサービス基準の定義に則って、一般に広く認められているサービスであること
2. 申請者が公式にサービス基準への適合性について誓約していること
3. 上記2号に関して、その根拠となる資料が適切であること

三 第11条の三の更新申請においては、前回に台帳に登録された項目のうち、第8条に規定される事業者に係る事項及び申請者が情報に変更がないと申請した項目について、本委員会は評価を省略することができる。

四 本委員会は、サービス基準において、判断の指針をより明確にすべき事項に関して、規程第21条に基づき技術専門家会議に諮問することができる。諮問の結果に基づきより明確な判断の指針について、本委員会は、必要に応じてホームページに公開することができる。

第21条 評価は次の各号に従って行う。

1. 本委員会は、基準審査登録制度に精通し、サービス基準の適合性を評価できる力量を有する者で、独立性が確実である者をあらかじめ文書審査員に指名する。
2. 文書審査員1名がレビュー終了した申請文書について、基準に適合しているか否かを評価し、他の文書審査員1名がその評価結果をレビューする。
3. 基準の解釈等に疑義が生じた場合には、文書審査員は事務局を通じて、技術専門家会議に意見を求めることができる。
4. 評価結果報告には、評価の結果及び評価対象事業者名と評価に携わった文書審査員名を記載する。

第22条 第21条の2号の判定の結果、申請に係る情報セキュリティサービスが基準に不適合となる事実が認められる場合には、様式 B-7 不適合通知書兼修正要求書により、全ての不適合を申請者に通知し、修正を要求しなければならない。

二 修正の要求にもかかわらず、申請者が通知後1か月を経過しても、それに文書で応じない場合には、第26条を適用し、評価手続を終了する。

第23条 文書審査員は、第21条の過程を終了した後、速やかに様式 F-2 評価報告書に評価結果を記載し、本委員会に報告を行う。

二 第20条の三により評価を省略した場合には、評価結果にその旨を記載する。

第24条 評価及び登録は原則として3か月に1回行い、以下の各号に従って処理する。

1. 原則として、募集期間は開始から1ヵ月とする。
2. 申請書受領後、原則として1週間以内に申請文書のレビューをする。
3. 募集開始後2か月以内に文書審査員による評価を行う。
4. 募集開始後3か月以内に開催する本委員会において、適合の判定を行う。なお、必要に応じて、判定の前に評価のレビューを行う。

第8章 登録

第25条 本委員会は、第24条の4号により審査要求事項を満たすとされたサービスについて審査料の振込が確認されたときは、様式 E-2 情報セキュリティサービス台帳に登録し、ホームページに公開する。また、様式 B-9 審査結果通知書により申請者に審査結果を通知すると共に、登録料の請求書を発行する。また、更新されたサービス台帳を政府が指定する機関に提供する。

二 登録料の振込が指定した期日までに確認できない場合、本委員会は第35条の規定に係らず、振込が確認できるまで当該サービスを掲載停止とすることができる。振込が

確認できた場合には、第36条の規定に係らず掲載停止を解除する。既に掲載されたサービスに対して本条に基づき掲載停止を行う場合又はその解除を行う場合には、各々速やかに関係機関にその旨を通知する。

第26条 審査登録要求事項を満たしていないとしたサービスは、サービス台帳に登録しない。また、サービス台帳に登録できない旨及びその理由を申請者に様式B-10 不適合通知書により通知し、審査登録手続を終了する。

二 審査料の支払いが期限内に行われなかったサービスは第13条の2号により不適合とし、その旨及びその理由を申請者に通知する。

第9章 サーベイランス

第27条 本委員会は、必要に応じ、規程第23条に定めるサーベイランスを、毎年、サービス台帳記載のサービスの少なくとも3件、登録サービスの総数が100件を超える場合には100分の3以上を目途に抽出した対象に対し、行うことができる。

二 サーベイランスの対象は、下記に示す不適合となるリスクが高いと想定される事業者のサービスを優先的に選定する。

1. 申請された有資格者等が少数の場合、実際のサービス提供体制として、サービス基準の要件が満たされないリスクがある
2. サービス実施を委託している事業者の場合、委託先の品質管理等の運用実態にリスクがある
3. 多数のサービス名称を登録している場合、一部のサービスにおいて、情報セキュリティサービス基準の要件が満たされていないリスクがある
4. 文書審査の実施段階で、改善及び再提出を求めた申請情報(品質管理マニュアル等)については、運用面の不備のリスクがある

三 下記の各号に該当するときは、上記の規定にかかわらず、対象としてサーベイランスを実施する。

1. サービス台帳登録後に他の情報等に基づき、登録内容に不備の疑いがあるとき
2. サービス台帳に基づきサービスを利用した者からの、当該サービスに係る登録内容に対する苦情が正当とみなされるとき

四 第28条から第38条までのサーベイランスに係る運営を行うためにサーベイランス小委員会を設置し、別途運営細則を定めて、その細則に基づき運営する。

第28条 サーベイランスは、登録者が審査登録要求事項を継続的に満たしているか、及び当該事業者においてサービス基準が有効に機能しているかを確認する。

二 「登録者が審査登録要求事項を継続的に満たしているか」に関する適合性の基準は、申請登録内容に合致する事実が存在することとする。

三 「当該事業者においてサービス基準が有効に機能しているか」に関する適合性の基準は、実際のサービスの提供にあたって申請登録内容に記載した事項が適用され、運用

されている事実が存在し、合理的な理由なくすべてに適用されていることとする。

四 上記の二又は三を満たさない事項（以下、「検出事項」と略す）が発見された場合において、検出事項が登録者の故意または重大な過失の場合には、「不適合」とし、登録者の理解不足や錯誤などの場合には「改善要求事項」として、その重要度を判定する。

第29条 サーベイランス小委員会は下記の内容を含む計画をとりまとめ、本委員会の承認を得なければならない。

1. サーベイランスの目的
2. サーベイランスの対象となる登録者
3. サービスの種類
4. 調査の内容
5. 実施期間
6. 実施体制（専門家等の参加を含む）

第30条 サーベイランス小委員会はサーベイランスにあたって公認情報セキュリティ監査人あるいは公認情報セキュリティ主任監査人又は同等の力量を保有すると認められる者を専門評価員として指名し、サーベイランス実施を行わせる。

二 専門評価員は、サーベイランス対象者に対して、独立性を有するものでなければならない。専門評価員が対象となる登録者との独立性が疑われる可能性がある場合には、サーベイランス小委員会は当該対象に対して別の者を専門評価員に指名することができる。

三 サーベイランスの実施は、対象となる登録者と利害関係のない、本会会員に委託することができる。ただし、本会会員に適任者がいない場合には、一般企業等に委託することができる。委託にあたっては、専門評価員として必要な力量を持つ者をサーベイランスにあたらせること条件とする。

四 サーベイランス小委員会は、専門評価員を選任し、本委員会の承認を得なければならない。

第31条 サーベイランスは以下の手順で行う。

1. サーベイランスの対象となる登録者に対する文書による通知
2. 文書による事実関係の調査
3. 往査

二 サーベイランスの対象となる登録者に対する文書による通知は、少なくとも開始の1週間前までには行わなければならない。

三 往査を含むサーベイランスにおける検出事項を確定するために、専門評価員が認定した事実について、対象となる登録者の確認印又は署名を受け、これを確定する。

四 対象となる登録者がサーベイランス開始後に存在しなくなったり、様式 A-8 サービス登録取下げ届を提出して受理された場合等、サーベイランスの対象が無くなった場合には、当該サービスに対するサーベイランスを中止する。

五 合理的な理由なしに、登録者がサーベイランスへの協力を行わなかった場合又は前三の検出事項確認を怠った場合或いは事実の認定を拒否した場合には、当該サービスに対するサーベイランスを中止する。

第32条 専門評価員は、サーベイランスの結果を報告書の草案に取りまとめ、原則として1か月以内にサーベイランス小委員会に提出しなければならない。

二 サーベイランス小委員会は、提出された報告書草案に基づき検出事項及びその重要度付けの妥当性を検討したうえで、報告書草案を確定し、本委員会に提出する。

第33条 本委員会委員長は、提出された報告書草案に基づき検出事項及びその重要度付けの妥当性を検討したうえで、報告書を確定する。ただし、第31条の五によりサーベイランスを中止した場合には、事実の認定が行えた事項に関する検出事項及びその重要度付けの妥当性を検討し、事実認定が行えなかった事項についてはその経緯を記載し、報告書の内容を確定する。

第34条 複数のサービスを行っている登録者に対しては、一回のサーベイランスで当該登録者のすべてのサービスを対象とすることができる。

第10章 検出事項が報告された場合の取り扱い

第35条 第33条の報告書に改善要求事項又は不適合が記載されている場合には、以下の取扱いを行う。

二 検出事項が改善要求事項である場合は、本委員会の委員長は本委員会の審議を踏まえて是正勧告の内容を確定し、これを様式 B-14 是正勧告により登録者に勧告し、期限を定めて是正計画の提出を求める。

1. 登録者が改善要求事項の是正を行う旨の意思表示を行う場合は、期限を定めて登録の停止を猶予することとし、登録者に対してその旨を通知する。

2. 以下の場合には、不適合として本条三を適用する。

(ア) 登録者が改善要求事項の是正を行う旨の意思表示を行わない場合

(イ) 登録者が上記1号に定める期限内に是正計画を提出しなかった場合

(ウ) 是正計画の期限内に是正が完了しなかった場合

三 検出事項が不適合である場合は、本委員会で審議を行い、是正勧告をするとともに、サービス台帳への当該サービスの掲載を一時停止する。なお、当該サービスのサービス台帳への掲載を一時停止する場合、様式 B-17 登録停止通知により登録者に対してその旨を通知し、不適合が検出された事実を公表する。また、情報セキュリティサービス基準適合サービスリストに掲載されているすべての登録事業者に対しても不適合事由の通知を行い、同様の事象が発生しないよう周知徹底をはかる。

四 改善要求事項が記載されている場合であって、登録者が是正計画に従って猶予期間内に是正を行い第36条の一の是正完了の届出を行った場合には、その届出に係る評価手続きが終了するまで猶予期間を延長する。また、掲載停止を猶予する場合にあって

猶予の期間が第14条に定める期間の有効期限を超える場合に、登録者がサービス台帳への同じサービスの継続又は新規の登録申請を行ったときは、有効期限を超える残余期間の掲載停止を猶予し、継続又は新規の登録に適用する。

五 第31条の五によりサーベイランスの中止が行われた場合には、本委員会は、サーベイランスへの協力を行わなかった理由又は検出事項確認を怠った理由、或いは事実の認定を拒否した理由を、回答期限を明記して登録者に文書で照会し、合理的な理由があるか否かを確認する。

六 前五に基づき登録者から合理的な理由が説明された場合には、サーベイランスの再開に伴う追加的費用を登録者が負担することを条件に、サーベイランスを再開する。

七 前五において登録者が期限内に回答しない場合又は登録者の説明に合理的な理由がないと認められる場合又はサーベイランスの再開に伴う追加費用の支払いを拒んだ場合には、規程及び本規則に対する違反を理由として、当該サービスをサービス台帳から抹消し、そのことを様式B-18登録抹消通知により登録者に通知する。また、当該登録者のサービスが抹消されたことを公表する。

八 登録者が複数のサービスを登録している場合にあって、そのうちのいくつかのサービスに対する不適合は、他のサービスに影響しない。

第36条 是正勧告を受けた登録者が、指摘されたすべての改善要求事項又は不適合を是正した場合には、様式A-9 是正完了届及び様式A-4 サービス審査登録申請書の1~5のうち該当するサービスのものに記入の上、記名・押印し、その情報を裏付けるために様式A-4の1~5のうち該当するサービスのものに記載する資料を添えて、本委員会に是正完了の届出をする。不適合により当該サービスのサービス台帳への掲載が一時停止された場合、追加の再審査により不適合の是正がされたと判断された後、登録簿への復帰を可能とする。

二 改善要求事項における是正勧告の通知後、1年を経ても登録者が上記前項の様式A-9 是正完了届により改善要求事項の完了を届出ない場合には不適合とし、第35条三を適用する。

三 不適合における是正勧告の通知後、3カ月以内に登録者より是正計画の提出が無い場合、或いは1年を経ても登録者が上記前項の様式A-9 是正完了届により改善要求事項の完了を届出ない場合には、不適合の是正に至らないとみなし、委員会での審議のもと、当該サービスをサービス台帳から抹消し、様式B-18登録抹消通知により登録者に対してその旨を通知し、抹消の事実を公表する。

第37条 第36条の一により是正完了の届出が行われた場合には、第16条から第25条の規定を援用し、改善要求事項又は不適合の是正が完了したかを検証する。

二 この場合、是正完了の届出を申請とみなし、是正完了の届出に添付された関連文書は申請文書とみなして、様式F-2 評価報告書を用い、結果を通知する。

三 不適合の是正がされたと判断できた場合には、結果の通知に、掲載停止の解除を記載する。また、通知と合わせて、掲載停止が解除されたサービス台帳を公開し、更に関係

機関に掲載停止解除を通知する。

第38条 第37条の一の検証において検出事項があった場合には不適合とし、第35条三を適用する。

第11章 苦情及び異議申立て¹

第39条 本委員会がサービスの審査登録に関して行った処置への苦情及び異議申立ては、申請者、登録者又は他の利害関係者により HP 等に掲載されている窓口より行う。本委員会は、苦情及び異議申立て並びにそれを解決するためにとった処置を記録し、処理経過を追跡できるようにする。

第40条 本委員会は、苦情又は異議申立てを受領したときには、それが当該本委員会で行った審査・登録に関連するものかどうかを確認し、関連があることが認められた場合には、その苦情又は異議申立てを処理する。

二 本委員会は、正式な苦情又は異議申立てとしての受領を、申し立てた者に通知する。

三 第3条を理由とする申請不受理に対する異議申し立ては認めない。

四 本委員会は、苦情又は異議申立てについて決定に達するために必要な（できる限り）全ての情報の収集及び検証に責任をもつ。

五 サービス台帳に基づきサービスを利用した者からの登録内容に対する苦情が寄せられた場合には、本委員会は、その内容を調査したうえで、委員会の審議に基づき、苦情内容が正当である場合には第27条の二のサーベイランスの対象として取り扱うこととし、正当でない場合にはその理由を明記して、当該利用者に通知する。

六 利害抵触がないことを確実にするために、申請日の所属する年度の4月1日より過去2年以内に申請者にコンサルティングを提供した要員又は申請者に雇用された要員を、この申請者に対する苦情又は異議申立ての解決のレビュー又は承認に従事させない。

第41条 本委員会は、可能な場合には必ず、苦情処理プロセスの結果及び終了を申立者に対し正式に通知する。

二 本委員会は、異議申立て処理プロセスの結果及び終了を申立者に対し正式に通知する。

第12章 変更の告知及び理解の共有

第42条 規程又は本規則の変更又は評価或いは評価のレビュー或いはサーベイランス又はサービスマークの使用又はその他審査登録に影響を与える変更については、速やかに申請者

¹ 苦情及び異議申し立ては、審査登録に係る不満や不服を表明する行為である。苦情は、登録サービス、または本委員会の活動等に対する不満を表明する行為で、異議申し立ては、本委員会の決定や判断に対して、その決定の再考を求める行為である。

及び登録者に通知するとともに、ホームページで公開する。

第43条 申請者による変更も含め審査又は登録に影響を与えるその他の変更については、委員長は申請者又は登録者への通知の必要性を含めて本委員会で審議し、必要な措置を講ずる。

第44条 本基準審査登録制度及び規程並びにそれに関連する規則に関して、内容についての理解を深め、かつ共有するために、本委員会は必要な告知をホームページ等で行う。

第13章 サービス台帳からの削除

第45条 以下のいずれかの場合には、サービス台帳から登録されたサービスを削除する。

1. 有効期間が終了したとき
 2. サービス登録取下げ届が提出されたとき
 3. サービスを提供する事業者が事業者管理簿から抹消されたとき
 4. サービス台帳登録が取消しとなったとき
 5. 第3条に定める登録者要件が満たされることが判明したとき
- 二 サービス台帳から削除したサービスについては、本委員会は様式 B-9 審査結果通知書について第6条の一の5号に定める事項及びサービスマーク使用規定に定める対応について、文書により登録者に要求する。

第14章 教育研修

第46条 専門評価員の力量を維持するための教育研修は、公認情報セキュリティ監査人資格維持制度に基づくものとし、文書審査員についてはOJTによるものとする。

第15章 免責

第47条 本会は、本委員会が行った基準審査登録業務に基づく台帳に、或いはその台帳に基づき第三者が作成した台帳に、依拠するとする取引又は契約又はその他の営業行為において生じる損害、或いは不適合に対する対応に関して申請者又は登録事業者又はその他の関係者に対して生じた損害や精神的苦痛に関して一切の責任を負わない。

- 二 本委員会が行った基準審査登録業務に係る責任を負う場合は本会が負い、その審議等に関与した本委員会を構成する委員及び評価委員及び事務局員ならびにこれらの職にあった者は一切の責任を負わない。

附則

附則第1条 本規則は、2018年6月12日から施行する。

附則第2条 本規則の改訂は、本委員会において行う。

附則第3条 本規則に定めのない事項については本委員会において別途定める。

附則第4条 本規則に基づく業務に用いる様式は別紙に示すものとする。

附則第5条 規程及び本規則制定前に試行的に行われた評価に基づき、サービス台帳登録

を行う場合には、申請登録料を最初の審査登録委員会の後に請求する。この場合は申請登録料の支払い確認を適合の要件とはしない。ただし、請求後1か月を経ても支払いが確認できない場合には、台帳登録を停止することができる。

- 附則第6条 本規則は、2018年9月12日から施行する。
- 附則第7条 本規則の施行は、2018年12月13日から施行する。
- 附則第8条 本規則の施行は、2019年3月13日から施行する。
- 附則第9条 本規則の施行は、2019年12月17日から施行する。
- 附則第10条 本規則の施行は、2020年8月17日から施行する。
- 附則第11条 本規則の施行は、2021年1月4日から施行する。
- 附則第12条 本規則の施行は、2021年6月11日から施行する。
- 附則第13条 本規則の施行は、2022年3月15日から施行する。
- 附則第14条 本規則の施行は、2023年6月9日から施行する。
- 附則第15条 本規則の施行は、2023年8月17日から施行する。
- 附則第16条 本規則の施行は、2024年6月7日から施行する。
- 附則第17条 本規則の施行は、2025年6月13日から施行する。
- 附則第18条 本規則の施行は、2025年9月12日から施行する。

別表1 指定の手段

差し出した記録が確認できる郵送手段、Web 申請システム

別表2 審査料（消費税を除く）

4 万円

別表3 登録料（消費税を除く）

情報セキュリティ監査サービス、脆弱性診断サービス、デジタルフォレンジックサービス、セキュリティ監視・運用サービス、機器検証サービス

総額（2 か年分）	3 6 万円（毎年、1 8 万円）
2 か年分を一括払いした場合	3 2 万円

ペネトレーションテスト（侵入試験）サービスを含む脆弱性診断サービス

総額（2 か年分）	5 4 万円（毎年、2 7 万円）
2 か年分を一括払いした場合	4 8 万円